

平成 29 年 10 月 13 日

第 13 回土地家屋調査士特別研修の実施について

「民間紛争解決手続代理関係業務」を行うことができる

土地家屋調査士としての認定を受けるための研修

日本土地家屋調査士会連合会

1 はじめに

土地境界問題は、一般市民個人では容易に解決のできない、大変複雑で見えにくい要素を含んでおります。法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した土地家屋調査士（以下「ADR認定土地家屋調査士」という。）の制度は、この土地境界問題を、私たち土地家屋調査士が持つ筆界に関する専門性と法務大臣指定の特別研修により身に付けた高い倫理観や法的知見を活用して解決に向けて寄り添い、国民の「生命」の次に大切な「財産」への更なる安心・安全を提供することが目的です。

「財産」への安心・安全の提供は、土地家屋調査士に対する国民からの信頼を揺るぎなきものとするとともに、土地家屋調査士制度そのものへの信頼が確立され、ひいては制度の更なる発展へとつながっていくものですが、この実現には、土地家屋調査士一人一人がそれぞれに実践していく積み重ねが必要不可欠であります。国民のためにも、私たち土地家屋調査士制度のためにも、全ての土地家屋調査士がADR認定土地家屋調査士の業務に携わることができる日が一日でも早く来るのを祈らずにはられません。

ADR認定土地家屋調査士制度の重要性を改めて認識し、全ての土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条に規定されている業務をあまねく受任できるよう、いまだ受講されていない方におかれましては、このたびのチャンスを逃さず是非とも受講していただきたいと思っております。

さて、土地家屋調査士会ADRセンター（以下「センター」という。）は、全国50の土地家屋調査士会全てにおいて、土地家屋調査士法第3条第1項第7号の規定による法務大臣の指定を受けました。このうち22会（平成29年6月1日現在）が、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR法」という。）第5条の規定による法務大臣の認証を受け活動を行っていますが、これは他の隣接法律専門職種の中でも突出したものです。

一方、センターにおいて、国民の代理人として働くADR認定土地家屋調査士は、過去12回の土地家屋調査士特別研修（以下「特別研修」という。）の結果、6,226名が誕生しましたが、いまだ全会員の37.1%にとどまっております。

この数字は、土地家屋調査士制度を更に発展・充実させていくためには、まだまだ、満足できるものとはいえません。

社会がますます高度化され、複雑化する中で、既存の一般業務である測量等での筆界立会いや不動産に関する相談等においても、民法や民事訴訟法等の基礎的な知識の習得は不可欠となっています。

既にADR認定土地家屋調査士として活動している会員は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた全ての土地家屋調査士法第3条業務ができる土地家屋調査士として社会的信頼を得ています。

ADR認定土地家屋調査士とセンターは、車の両輪であり、センターが全国に設置された今日、そこで活動する国民の代理人としてのADR認定土地家屋調査士の拡充は、ますます社会から要請されています。

2 民間ADR代理関係業務の実施

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続代理関係業務」を行うには、従来の業務知識以外にも高度な倫理意識、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保措置」を講じることが代理権付与の条件であり、この点は、全ての土地家屋調査士に認められている筆界特定との連携発展のためにも必要なことです。

民間ADR代理業務としての代理権付与の条件として、土地家屋調査士特別研修を修了し、考査を受検して、この業務を行うのに必要な能力を有するとの認定を受ける必要があります。この条件を満たす者だけがADR認定土地家屋調査士と認められるのです。

法律上は代理権を希望する者だけに必要な研修ですが、センターの実施者、調停員、相談員はもちろん、今後の会員を指導する当連合会の役員をはじめ、各土地家屋調査士会の役員には必須の研修であると考えます。未来の土地家屋調査士制度への基盤となるべく、一人でも多くの会員が本研修を受講され、ADR認定土地家屋調査士となることを強く望みます。

(※ 特別研修の担当役員等、考査の内容を知り得る立場にある者については、受講の制限があります。)

3 第13回土地家屋調査士特別研修

特別研修は法務大臣が指定する研修であり、日本土地家屋調査士会連合会は、その研修の実施法人です。過去12回の特別研修を受講され、法務大臣から認定を受けた会員の多くは、ステップアップした新鮮な気持ちで業務に当たり、更なる研修に取り組んでいます。現在の代理権は弁護士との共同受任が条件であり、弁護士との交流に慣れていない会員や、代理人の公正が従来の一般業務の公正と趣を異にする点等に不安を感じている会員もおられると

思います。

連合会、ブロック協議会及び土地家屋調査士会は連携・協力して、既に認定された会員の実務に役立つ研修会を実施し、また、共同受任のルール作りを目的とした弁護士会との協議にも更に力を入れていかなければなりません。様々な問題を解決し前進するために、土地家屋調査士が隣接法律専門職種との自覚の上に勝ち取った代理権ですので、全ての会員が獲得し、土地家屋調査士としての意志とプライドを社会に対して発信していく必要があります。

さらに、法務省とも筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携が進められており、ADR認定土地家屋調査士やセンターの存在価値は、ますます大きくなっています。この特別研修の受講が、更に大きな次の一歩へ進む必須要件であることを全ての会員にご認識いただきたいのです。

まだ認定を受けていない会員は、是非とも第13回土地家屋調査士特別研修を受講し、従来から行っている一般業務とADR業務の共通点や相違点を学び、新しい知識を習得されることを、また一人でも多くの会員が、ADR認定土地家屋調査士として認定を受け、新たな土地家屋調査士制度を担う一員として、これからの土地家屋調査士像に想いを馳せていただけることを祈念いたします。